

生駒市条例第 33 号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 10 月 16 日

生駒市長 山下 真

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条中「第 18 条」を「第 26 条」に改め、同条を第 30 条とする。

第 21 条を第 29 条とし、第 18 条から第 20 条までを 8 条ずつ繰り下げる。

第 5 章を第 6 章とする。

第 4 章中第 17 条を第 25 条とし、同章を第 5 章とする。

第 3 章の次に次の 1 章を加える。

第 4 章 介護保険運営協議会

（設置）

第 17 条 介護保険事業の円滑な運営を図るため、生駒市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 18 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域包括支援センターに関すること。
- (3) 地域密着型サービス事業所の指定、更新等に関すること。
- (4) その他介護保険事業の運営に関し必要な事項（予算及び決算に関する事項を除く。）

（組織）

第19条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 被保険者
- (5) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者の家族
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第20条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第21条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第23条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席等)

第24条 協議会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

附則第7条の見出し中「延滞金」の次に「及び還付加算金額」を加え、同条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 当分の間、各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、第16条第1項に規定する還付加算金額の計算の基礎となる期間であつてその年に含まれる期間に対応する還付加算金額についての同項の規定の適用

については、同項中「年7.3パーセントの割合」とあるのは、「附則第7条第1項に規定する特例基準割合」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第7条（見出しを含む。）の改正規定及び附則第3項の規定は、平成26年1月1日から施行する。

##### (委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、改正後の生駒市介護保険条例（次項において「新条例」という。）第20条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

##### (経過措置)

- 3 新条例附則第7条の規定は、延滞金及び還付加算金額のうち、平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。